

家電リサイクル法における収集・運搬料金のご案内

2001年4月に施工された特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)において、当社は特定家庭用機器の販売等を行うことから、同法が定める「小売業者」に該当します。同法第13条第1項で「小売業者」には、対象機器の収集・運搬が義務付けられているとともに、その収集・運搬料金を公表することが求められていることから、以下の通り料金をお知らせするものです。なお、当社が販売等を行う対象機器はエアコンのみです。

| 収集運搬料金

対象機器	収集運搬料金
エアコン	3,300円(税込)

※別途、製造メーカー等が定めた「リサイクル料金」の負担が発生します。

※上記料金は概算であり、以下のような場合は別料金となります。

- ①離島・遠隔地での引き取りの場合。
- ②クレーンを用いる等、特殊な作業を伴う場合。
- ③機器の取り外し作業が必要となる場合。
- ④引き取り場所が2階以上で、エレベーターがない場合。
- ⑤その他の特殊な事情がある場合。